

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	温泉利用許可の取消し等
概要	温泉法に基づき、公衆衛生上必要があると認める場合には、大阪市長は温泉の利用の制限、危害予防の措置を命ずること、又は温泉の利用許可の取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	温泉法 （昭和23年7月10日法律 第125号） 第31条
処分基準	1 公衆衛生上必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、法第15条第1項の許可を取り消すこと又は温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置を命ずることができる。
ホームページ	
備考	